

ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ■6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ■12か月未満は掛け捨てとなります。
■240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは
右記機関まで

- 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■金融機関(銀行・信用金庫・信用組合など)

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

検索

www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日9:00~18:00

取扱機関名



おトクな点がふたつ。

節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

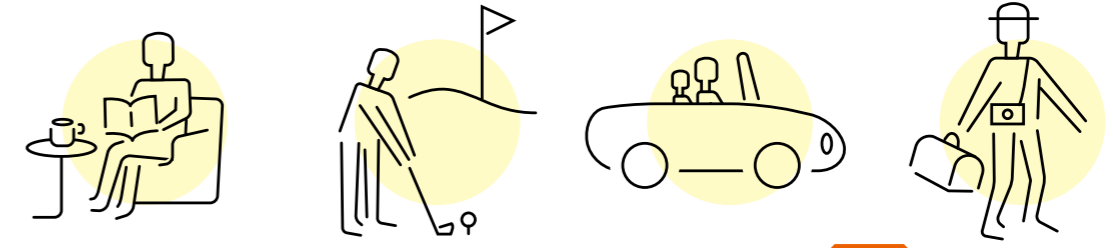
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(*)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



おトク

実際に、どれだけおトクなの？



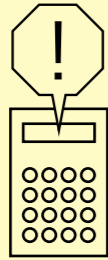
【例】課税された平均所得金額が400万円、
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円×15年=1,642,500円
掛金合計額=5,400,000円* 共済金A：6,033,000円
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

節税



掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

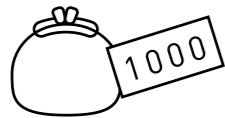
経営者の退職金



小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

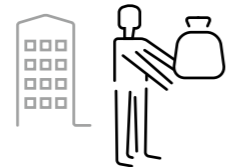
小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT 1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

POINT 2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。満期や満額はありません。

POINT 3



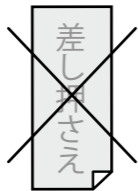
共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT 4



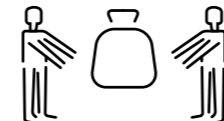
共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

POINT 5



共済金の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT 6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> 個人事業の廃止 個人事業主の死亡 会社等の解散 など 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付(※) 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退職 会社等役員の死亡 など <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。